

国土交通省スマートシティモデルプロジェクトの公募【概要】

1. 公募趣旨・応募主体等

- (1) 公募趣旨：先進的技術をまちづくりに活かし、市民生活・都市活動や都市インフラの管理・活用を飛躍的に高度化・効率化することで、都市・地域が抱える課題解決につながるスマートシティの取組に関し、スマートシティの社会実装をより一層加速するため、令和元年度に選定した先行モデルプロジェクトに加え、全国の牽引役となる先駆的なプロジェクトを公募
- (2) 応募主体：民間事業者等^{※1}及び地方公共団体を構成員に含む協議会（コンソーシアム）等の団体（設立予定を含む^{※2}）
- ※1 民間事業者等：民間事業者及び大学・研究機関等
- ※2 契約予定時期（~~7~~8月中）までの設立を要件とする。
- (3) 応募期間：令和2年4月17日（金）～令和2年~~5月末~~**6月30日（火）17:00**
~~※公募の締切目につきましては、昨今の状況を踏まえ、その延期も含め検討の上、5月11日（月）に改めましてお知らせ致します。~~
- (4) 支援内容：過去に選定された先行モデルプロジェクトと本公募により選定する先駆的なプロジェクトの中から令和2年度に実施する実証実験（10事業程度）に対し、「スマートシティ実証調査」（国土交通省都市局：令和2年度 2.0億円）により支援を行う。（支援額は1プロジェクトあたり2,000万円を上限とする）
- (5) 事業の選定：有識者委員会の審議を経て、**6**7月頃に選定・公表予定
 ※公募締切同様、延期の場合がございます

2. 企画提案内容

- (1) スマートシティ実行計画の概要：
 対象区域の概要、ビジョン、事業全体の概要、目標（KPI）、運営体制、導入技術、ビジネスモデル、スケジュールについて記載
 ※別途、スマートシティ実行計画あるいはそれに類するものを提出すること。
- (2) 本事業で実施する実証実験の取組内容：
 実証実験の内容（対象分野、関係者、全体像との関係、先進性等）、金額規模について記載
- (3) 本事業で実施する実証実験により得られる知見：
 (2)の取組内容を実施するにあたって、実証したい仮説及び具体的な検証方法、それにより得られる他都市に展開可能な一般化された知見、実装に向けた展開について記載すること。

3. 評価基準

評価対象	評価項目	
実行計画	①先進性	○政策・制度上の位置づけ、導入技術、ビジネスモデル、実施体制等の面で、他都市の参考となるべき先進的な取組がなされていること ○早期に社会実装を達成する具体性を有していること
	②効率性	○技術の導入が都市経営・都市活動の効率化に資するものであり、目標値の計測・評価に具体性があること
	③継続性	○明確な課題・ビジョン設定のもと、継続的かつ自立的な運営がなされる組織及び事業計画であること
	④汎用性	○他地域でも適用可能な技術の導入や活用がなされ、社会的な課題や要求に取り組んでいること
	その他、リビングラボ等の市民・企業を巻き込む取組、スマートシティを担う人材育成を図る取組等独創的な取組に対しては、一定の加点	
実証実験	ビジョンの達成に向けたロードマップとR2年度の実証実験計画の関係が明確であること	
その他	その他、公募要領等に合致していること	

国土交通省スマートシティモデルプロジェクト公募要領

1. 公募の趣旨・概要等

(1) 事業の概要

我が国の都市行政においては、社会経済情勢の変化に伴い、人口減少や高齢化、厳しい財政制約等の諸課題が顕在化する中、IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す「Society5.0」の実現を推進しているところである。

そのためには、先進的技術をまちづくりに活かし、市民生活・都市活動や都市インフラの管理・活用を飛躍的に高度化・効率化することで、都市・地域が抱える課題解決につなげるスマートシティの実現に向けた取組が重要であり、政府方針である「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)においては、「スマートシティをまちづくりの基本コンセプトとして位置付け、その取組を加速化する」「モデル事業の実施や、官民の連携プラットフォームの構築、ガイドラインの策定等により、スマートシティの成功モデルを創出し横展開する」ことが示されている。

今般、先進的技術をまちづくり分野に取り入れ、持続可能で分野横断的な取組により、都市・地域の課題解決に係るソリューションシステムの構築を目指す提案を公募し、先行モデルプロジェクト等を選定したところである(令和元年5月31日公表)。本事業においては、スマートシティの社会実装の取組をより一層加速するため、令和元年度に選定した先行モデルプロジェクトに加え、全国の牽引役となる先駆的なプロジェクトを公募するものである。

(2) 応募主体

応募は、民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む協議会(コンソーシアム)等の団体(以下「協議会等」という。)である(設立予定も含む。)ことを条件とする。

※民間事業者等：民間事業者及び大学・研究機関等

※民間事業者等のみ、地方公共団体のみでの応募は不可とする。

※協議会等の法人格の有無は問わない。

※協議会等は契約予定時期(7-8月中)までの設立を要件とする。

※協議会等の設立を示す書類、または協議会等の構成員となる者に協議会等に参加する意思があることを示す書類(同意書または参加証明書等)を提出すること。(様式任意)

(3) 応募期間

令和2年4月17日(金)～令和2年~~5月末~~6月30日(火) 17:00

※公募の締切日については、~~昨今の状況を踏まえ、その延期も含め検討の上、5月11日(月)に~~改めて周知を行う。

提出場所及び方法については4. を参照のこと。

(4) プロジェクトの選定

プロジェクトの選定は、有識者委員会の審議を経て、6-7月頃に選定・公表予定である。

※公募の締切日同様、延期の場合がある。

(5) 支援事業の選定

過去に選定された先行モデルプロジェクトと本公募により選定するプロジェクトの中から令和2年度に実施する実証実験(10事業程度)に対し、「スマートシティ実証調査」(国土交通省都市局：令和2年度 2.0億円)により支援を行う。

支援事業の選定は、有識者委員会の審議を経て、6-7月頃に選定・公表予定である。

※公募の締切日同様、延期の場合がある。

支援事業に選定された場合は、企画提案を行ったスマートシティ実行計画の推進に必要となる

実証実験の取組内容を実施するとともに、報告書にとりまとめる。

なお、支援額は1プロジェクトあたり2,000万円を上限とし、プロジェクト実施期間を通じプロジェクト全体において同額以上の負担（人的貢献に対応した人件費相当額を含む）をコンソーシアムが行うことが必要。

また、別紙2に記載の他のスマートシティ関連事業に対しても、要件を満たす場合は、応募することが可能。

(6) その他

提案に際しては、内閣府の示す共通リファレンスアーキテクチャを参照すること。

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20200318siparchitecture.html>

2. 企画提案内容

下記(1)～(4)について、企画提案書に記載すること。

企画提案書の様式は、様式1は4枚、様式2, 3は2枚以内、様式4は1枚とする。

(1) スマートシティ実行計画の概要【様式1】

対象区域の概要、ビジョン、事業全体の概要、目標(KPI)、運営体制、導入技術、ビジネスモデル、スケジュールについて記載すること。

また、様式1の添付資料として別紙3の観点等について記載されているスマートシティ実行計画あるいはそれに類するものを提出すること。スマートシティ実行計画あるいはそれに類するものについては評価対象外とする。

(2) 本事業で実施する実証実験の取組内容【様式2】

実証実験の具体的な内容(対象分野、関係者、全体像との関係、先進性等)及び金額規模について記載すること。

表1 対象分野(例)

(ア) 交通・モビリティ	(イ) エネルギー	(ウ) 防災
(エ) インフラ維持管理	(オ) 観光・地域活性化	(カ) 健康・医療
(キ) 農林水産業	(ク) 環境	(ケ) セキュリティ・見守り
(コ) 物流	(サ) 都市計画・整備	(シ) その他

※スマートシティ官民連携プラットフォームホームページを参照

(3) 本事業で実施する実証実験により得られる知見【様式3】

(2)で掲げた取組内容を実施するにあたって、目指すべきスマートシティに向けて本実証実験で実証したい仮説及び具体的な検証方法、それにより得られる他都市に展開可能な一般化された知見、実装に向けた展開について記載すること。

(4) プロジェクトの事業費【様式4】

プロジェクト全体事業費、及びその内訳として国等からの補助を想定している事業費とコンソーシアム単独負担の事業費を明記すること。様式4は評価の対象外とする。

3. 企画提案の評価基準

選定にあたっては、地域性を考慮しつつ、以下の表3の評価基準に基づき、有識者委員会の審議を経て、総合的に評価・選定を行う。

表3 評価基準

評価対象	評価項目	
実行計画	①先進性	○政策・制度上の位置づけ、導入技術、ビジネスモデル、実施体制等の面で、他都市の参考となるべき先進的な取組がなされていること ○早期に社会実装を達成する具体性を有していること
	②効率性	○技術の導入が都市経営・都市活動の効率化に資するものであり、目標値の計測・評価に具体性があること
	③継続性	○明確な課題・ビジョン設定のもと、継続的かつ自立的な運営がなされる組織及び事業計画であること
	④汎用性	○他地域でも適用可能な技術の導入や活用がなされ、社会的な課題や要求に取り組んでいること
	その他、リビングラボ等の市民・企業を巻き込む取組、スマートシティを担う人材育成を図る取組等独創的な取組に対しては、一定の加点	
実証実験	ビジョンの達成に向けたロードマップとR2年度の実証実験計画の関係が明確であること	
その他	その他、公募要領等に合致していること	

4. 応募手続き

(1) 企画提案書の提出等について

○担当部局

国土交通省スマートシティプロジェクトチーム事務局

(窓口：都市局都市計画課)

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (合同庁舎3号館6階)

電話：03-5253-8411

電子メール：

都市局都市計画課 山崎 (yamazaki-a82ac@mlit.go.jp)

北 (kita-k2c7@mlit.go.jp)

都市局市街地整備課 岩山 (iwayama-k2uz@mlit.go.jp)

中島 (nakashima-k2my@mlit.go.jp)

○提出書類とファイル形式／ファイル名

①スマートシティ実行計画の概要版(様式1)：

パワーポイント形式／ファイル名「(団体名) 実行計画概要版」

②スマートシティ実行計画あるいはそれに類するもの(A4縦)：

PDFファイル形式／ファイル名「(団体名) 実行計画」

③企画提案書(様式2～4)：

PDFファイル形式／ファイル名「(団体名) 企画提案書」

○提出場所・方法

①～③を上記担当部局の4名あてへ、電子メールにて提出すること。

※参考資料の提出は認めない

※②および③は非公開とするが、①は公表前提で作成すること。

※提出時のメール件名は、「【提出】(団体名) スマートシティモデル事業」とすること

※受領できるファイルサイズは10MBであるため、容量を超える場合の対応は、担当部局に問い合わせること

(2) 公募要領の掲載について

○場所 国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000153.html

○方法 上記URLよりダウンロード

(3) 企画提案にあたっての相談、問い合わせ

企画提案しようとする案件の内容についての相談や企画提案書類の作成方法等の問い合わせは、(1)の担当部局にて受け付ける。なお、提案者間の公平のため、問い合わせ内容とそれに対する回答内容は、問い合わせ者を伏せた上で、基本的にホームページにて公開する。

(4) 企画提案書に係るヒアリングの有無、日時及び場所

本事業の選定過程において、ヒアリングを実施する可能性がある。その場合は、別途通知する。

(5) 契約手続き

選定された提案の応募主体と契約手続きを行う。予算の総額は2.0億円を予定している。

なお、契約手続きに際しては、実施内容や成果物の内容等について、応募者と個別に協議等することとする。契約形態については請負契約を想定している。